

公 告

肉用子牛生産者補給金制度における第8業務対象年間（令和7年度～令和11年度）の肉用子牛1頭当たりの負担金の額を次のとおり設定したので、同制度業務規程第21条第3項の規定により公告いたします。

令和7年4月2日

1. 肉用子牛1頭当たりの負担金の額 （単位：円）

品 種 区 分	1 頭当たりの生産者積立金	
	総額	生産者負担分
黒毛和種	1,600	400
褐毛和種	6,000	1,500
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種	20,000	5,000
乳用種	5,000	1,250
肉専用種と乳用種の交雑	2,400	600

2. 適用時期

令和7年4月1日に個体登録される肉用子牛（令和6年10月2日生まれ）から適用